

過去(1964年～94年頃)に、 出血をとまなう出産や手術を経験した方

止血剤として特定の製剤を使用したことで、 C型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

出産や手術での大量出血などの際に、特定フィブリノゲン製剤や特定血液凝固第IX因子製剤を投与されたこと※により、C型肝炎ウイルスに感染したかた、又はその相続人に対し、症状に応じて以下の給付金を支給しています。

※ 心臓などの外科手術時に止血のために使われた「フィブリン糊(のり)」を含みます

1 慢性C型肝炎の
進行による肝硬変・
肝がん・死亡

また
は

劇症肝炎
(遅発性肝不全を含む)に
罹患して死亡

4,000万円

2 慢性C型肝炎

2,000万円

3 無症候性キャリア☆(1・2以外)

1,200万円

☆ 無症候性キャリアとは、C型肝炎ウイルスに感染していても症状が現れていないかたです。

給付金の請求期限は 2028年1月17日まで

フィブリノゲン製剤等や
給付金に関する
相談・お問い合わせ

0120-509-002

受付時間:9:30～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

詳しく知りたい方は
こちらのウェブサイトへ

C型肝炎 特別措置法

検索

